

# エース交易株式会社

(2010 年度版)

## 【はじめに】

本書は、平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- ①会社名等 ……会社名、本店所在地、代表者役職・氏名及び電話番号を記載しています。  
(4 頁)
- ②会社の沿革 ……当社の設立から現在までの沿革を記載しております。(4～5 頁)
- ③会社の目的 ……定款に記載された当社の目的を記載しています。(6 頁)
- ④事業の内容 ……当社の経営組織、事業の内容について記載しています。(6～8 頁)
- ⑤営業所の状況 ……支店の名称、所在地及び電話番号を記載しています。(9 頁)
- ⑥財務の概要 ……平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。(9 頁)
- ⑦発行済株式総数……平成 22 年 3 月期における発行済株式総数及び株式公開の有無について記載しています。(9 頁)
- ⑧主要株主名 ……所有株式数の多い株主 10 名の氏名又は名称、住所又は所在地、所有株式数、発行済み株式総数に対する所有株式数の割合を記載しています。  
(10 頁)
- ⑨役員の状況 ……当社の役員の氏名、役職名、主要略歴等を記載しています。  
(10～11 頁)
- ⑩従業員の状況 ……当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。(11 頁)

### 2. 営業の状況

- ①営業方針 ……当社の営業方針、企業の特徴について記載しています。(12～13 頁)
- ②当社及び当業界を ……内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。  
取巻く環境 (13～14 頁)
- ③営業の経過及び成果……当社の平成 21 年度における業績について記載しています。(14～17 頁)
- ④対処すべき課題 ……当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。(18～19 頁)
- ⑤受託業務管理規則……当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。(20～35 頁)
- ⑥外務員の登録状況……期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。(36 頁)
- ⑦委託者に関する事項……期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。(36 頁)
- ⑧苦情、紛争、訴訟に……期中における苦情、紛争、訴訟について記載しています。  
関する事項 (36～37 頁)

### 3. 経理の状況

- ①貸借対照表 (38 頁)
- ②損益計算書 (39 頁)
- ③株主資本等変動計算書 (40 頁)
- ④個別注記表 (41～44 頁)
- ⑤監査に関する事項 (45 頁)
- ⑥財務比率 (45 頁)

#### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則 (以下、「施行規則」という。) 第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

#### (b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

#### (c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（\*「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

（\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期間の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

#### 4. 業務関連項目

○月間売買高…… 別紙を御覧ください。

○月末建玉状況…… (同 上)

## ①会社名等

商品取引員名 エース取引株式会社  
 本社所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号  
 代表者名 代表取締役社長 田中孝男  
 電話番号 03-3406-4649 (代)

## ②会社の沿革

当社は、昭和42年7月に商品取引所法が改正され、昭和46年1月から従来商品仲買人と呼ばれていた商品取引員が許可制に移行したことを契機に創業した会社であります。当時、東京穀物商品取引所の会員で商品仲買人でもありました「林大株式会社(昭和41年9月7日設立)」が廃業の意思をかためていたことから、その営業権を譲り受け、商号を「エース取引株式会社」に変更のうえ、昭和46年2月12日、事実上の創業をいたしました。

| 年月       | 概要   |
|----------|--|
| 昭和46年2月  | 商品先物取引の受託業務を目的として、エース取引株式会社を東京都新宿区西新宿三丁目3番11号に創業。資本金9,000万円。<br>興栄商事株式会社を設立(現・連結子会社)。  |
| 昭和46年4月  | 本社を東京都中央区日本橋富沢町7番地6号へ移転。   |
| 昭和46年5月  | 農林大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所、前橋乾繭取引所、東京繊維商品取引所の商品取引員の許可を受ける。                       |
| 昭和46年7月  | 本社を東京都渋谷区東一丁目26番26号へ移転。  |
| 昭和46年9月  | 北海道穀物商品取引所へ会員加入。   |
| 昭和46年10月 | 神戸穀物商品取引所へ会員加入。  |
| 昭和48年5月  | 豊橋乾繭取引所へ会員加入。  |
| 昭和54年5月  | 事務の合理化を図るため、事務用コンピュータ導入。業務のリアルタイム・オンライン処理開始。   |
| 昭和57年3月  | 通商産業大臣より、東京金取引所(現、東京工業品取引所)の商品取引員の許可を受ける。  |
| 昭和59年3月  | グランド取引株式会社を吸収合併。農林水産大臣より、大阪穀物取引所、関門商品取引所、神戸生糸取引所の商品取引員の許可を受ける。大阪支店、福岡支店等、9支店開設。        |
| 昭和59年11月 | 通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場、同繊維市場の商品取引員の許可を受ける。   |
| 昭和60年12月 | 通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。  |
| 昭和61年7月  | 「誘導基準」をクリアし、通商産業大臣より「誘導基準適合取引員」に認定される(その後、11年連続して「誘導基準適合取引員」に認定される)。                   |
| 昭和62年2月  | 大都通商株式会社より営業権を譲り受ける。農林水産大臣より、大阪砂糖取引所、豊橋乾繭取引所の商品取引員の許可を受ける。名古屋支店等4支店開設。                 |
| 昭和62年12月 | 大宮支店を開設。   |
| 昭和63年3月  | 通商産業大臣より、大阪繊維取引所の商品取引員の許可を受ける。   |
| 平成2年3月   | 社員研修施設及び保養施設として、静岡県伊東市に「エースプラザ」竣工。   |
| 平成2年4月   | リアルタイム・オンライン処理の充実、売買取引のシステム化、情報処理の充実を図るために、大型汎用コンピュータを導入。                              |
| 平成3年7月   | ファンド事業部を開設。  |
| 平成3年8月   | 札幌支店を開設。   |
| 平成3年10月  | ホームトレード部を開設。   |
| 平成4年4月   | 農林水産大臣より、北海道穀物商品取引所の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。  |
| 平成4年10月  | 大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より、商品投資販売業者(運用法人)の許可を受ける。   |
| 平成5年2月   | エースマーキュリーカンパニーを設立(現・非連結子会社)。   |
| 平成5年3月   | 「純金積立定額購入プラン」の販売を開始。   |
| 平成6年4月   | 通商産業大臣より、神戸ゴム取引所の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。   |
| 平成6年10月  | 本社を東京都港区六本木一丁目9番9号へ移転。   |
| 平成7年9月   | 当社株式を日本証券業協会の店頭市場に登録。  |
| 平成8年4月   | 関東財務局長より金融先物取引業の許可取得(同年6月東京金融先物取引所に会員加入)。  |
| 平成9年4月   | 通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける(同年10月大阪商品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける)。 |
| 平成10年7月  | 農林水産大臣より、関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。                                   |

| 年月       | 概要  |
|----------|---|
| 平成11年6月  | 通商産業大臣より、石油市場(東京工業品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。                             |
| 平成11年8月  | 本社ビル完成に伴い、本社を東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号(現在地)へ移転。                                       |
| 平成11年9月  | 営業の集中・強化を目的に、日本橋、新宿、五反田、池袋の4支店を本社に統合する。                                       |
| 平成11年11月 | 農林水産大臣より、畜産物市場(中部商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。                             |
| 平成11年12月 | 通商産業大臣より、石油市場(中部商品取引所)の変更の許可を受ける。<br>インターネットを活用したオンライン取引「L E T A C E」のサービス開始。 |
| 平成12年1月  | 「店頭外国為替証拠金取引」を開始。   |
| 平成12年12月 | 新潟支店を開設。  |
| 平成13年5月  | 農林水産大臣より、農産物市場(横浜商品取引所)の変更の許可を受ける。  |
| 平成14年6月  | 農林水産大臣より、水産物市場(関西商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。                             |
| 平成14年9月  | 経済産業大臣より、ニッケル市場(大阪商品取引所)の商品取引員(第1種商品取引受託業)の許可を受ける。                            |
| 平成15年6月  | 船橋支店を開設。  |
| 平成16年1月  | コアパシフィック山一証券株式会社の株式を取得し、商号をアルパース証券株式会社に変更(現・連結子会社)。                           |
| 平成16年12月 | 株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。  |
| 平成17年3月  | 農林水産大臣・経済産業大臣より、改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける。                                  |
| 平成17年7月  | 「取引所為替証拠金取引(くりっく365)」を開始  |
| 平成17年7月  | 関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける。(関東財務局長(金先)第6号)  |
| 平成17年10月 | 鉄スクラップ市場(中部商品取引所)の受託会員として同市場での取引を開始。  |
| 平成18年1月  | 当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる。  |
| 平成19年7月  | コールセンターを開設。   |
| 平成19年9月  | 関東財務局長より金融商品取引業(第一種・第二種)の登録を受ける。(関東財務局長(金商)第251号)                             |
| 平成20年3月  | エースアセットパートナーズ株式会社を設立(現・連結子会社)。  |
| 平成20年4月  | ビバーチェ・キャピタル・マネジメント株式会社を設立。(現・連結子会社)   |
| 平成20年8月  | 石油法人部を開設。   |
| 平成20年9月  | 「エースでねえ!FX」を開始。   |
| 平成21年3月  | エースアセットパートナーズ株式会社の商号を株式会社マックスマネー・インベストメントに変更。(現・連結子会社)                        |
| 平成21年10月 | 貴金属市場(中部大阪商品取引所)の受託会員として同市場での取引を開始。   |
| 平成22年3月  | 日経・東工取商品指数市場(東京工業品取引所)の受託取引参加者として同市場での取引を開始。                                  |

(注) 平成22年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場となっております。

### ③会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品市場（海外商品市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）
2. 商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理
3. 次に掲げる物品等商品取引所に上場する物品に関する売買、仲介、代理及び輸出入
  - (1) 農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び林産物
  - (2) 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
  - (3) アルミニウム、ニッケル等の非鉄金属
  - (4) ゴム、原油、ナフサ及び石油製品
4. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問及び販売
5. 金融商品取引法に基づく次に掲げる業務
  - (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「市場デリバティブ取引等」という。）
  - (2) 市場デリバティブ取引等の媒介、取次又は代理
  - (3) 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における市場デリバティブ取引等の委託の媒介、取次又は代理
  - (4) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次若しくは代理
  - (5) 有価証券の引受け
  - (6) 有価証券の募集又は私募
  - (7) 有価証券の売出し
  - (8) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
  - (9) その他証券業に関する業務
6. 医療資材及び医療機器の販売
7. 旅館業
8. 清涼飲料水、酒類及び煙草の販売
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 貸金業
11. 前各号に付帯する一切の業務

### ④事業の内容

当社は、商品先物取引業を中心とする投資サービス事業を営んでおります。具体的には、「商品取引所法」に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品取引所法第2条第8項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）を主業務とする商品先物取引関連事業を中心として、外国為替証拠金取引業、商品投資販売業、貴金属並びに石油製品等の現物商品販売業の業務を営んでおります。



## (2)業務の内容

### (a) 商品先物取引

当社は、次に掲げる各商品取引所の各上場商品について受託業務及び自己売買業務を行っております。

許可番号：農林水産省指令 16 総合第 1870 号  
平成17・03・16商第1号

| 取引所名      | 市場名        | 上場商品名  | 受託業者の許可 |
|-----------|------------|--|---------|
| 東京穀物商品取引所 | 農産物        | 小豆、一般大豆、Non-GMO大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆 | ○       |
|           | 砂糖         | 粗糖   | ○       |
| 東京工業品取引所  | 貴金属        | 金（標準取引、ミニ取引）、銀、白金（標準取引、ミニ取引）、パラジウム             | ○       |
|           | アルミニウム     | アルミニウム   | ○       |
|           | ゴム         | RSS3号  | ○       |
|           | 石油         | ガソリン、灯油、原油、軽油                                  | ○       |
|           | 日経・東工取商品指数 | 日経・東工取商品指数                                     | ○       |
| 中部大阪商品取引所 | 貴金属        | 金  | ○       |
|           | 石油         | ガソリン、灯油  | ○       |

(注) 1 上記において「受託業者の許可」とは、商品市場における売買について委託者の受託を受け商品取引所へ直接注文を執行ができる許可であり、「取次業者の許可」とは商品取引所への注文の執行を「受託業務の許可」を受けた商品取引員を通して行うことのできる許可であります。

2 関西商品取引所は、平成22年3月31日付で脱退しております。

### (b) 外国為替証拠金取引

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者の登録を受けて、東京金融取引所における取引所為替証拠金取引(くりっく365)並びに店頭外国為替証拠金取引のサービスを取り扱っております。

### (c) 商品ファンド事業

当社は、金融商品取引法等に基づき、商品ファンドの組成及び販売を行う事業を行っております。

### (d) その他の事業

当社は、一定額を積み立てる金の定額購入商品「純金積立」業務を行っております。

## ⑤営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地                              | 電話              |
|-------|----------------------------------|-----------------|
| 本店    | 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 24 号  | 03-3406-4649(代) |
| 大宮支店  | 〒330-0854 さいたま市大宮区仲町一丁目 110 番地   | 048-642-4649(代) |
| 横浜支店  | 〒231-0005 横浜市中区本町 4 丁目 40 番地     | 045-662-4649(代) |
| 名古屋支店 | 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目 18 番 25 号 | 052-201-4649(代) |
| 京都支店  | 〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル 饅頭屋町 617 | 075-231-4649(代) |
| 大阪支店  | 〒542-0081 大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号   | 06-6263-4649(代) |
| 広島支店  | 〒730-0032 広島市中区立町 2 番 25 号       | 082-240-4649(代) |
| 福岡支店  | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目 2 番 2 号  | 092-411-4649(代) |

## ⑥財務の概要

決算年月 平成 22 年 3 月

|                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| (a) 資本金                | 3,245,237 千円                   |
| (b) 純資産額 * 1           | 12,884,898 千円                  |
| (c) 総資産額               | 34,809,003 千円                  |
| (d) 営業収益<br>(うち、受取手数料) | 3,903,428 千円<br>(3,741,399 千円) |
| (e) 経常利益または経常損出 (△)    | △698,512 千円                    |
| (f) 当期純利益または当期純損出 (△)  | △656,422 千円                    |

\* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

## ⑦発行済株式総数

発行済株式の総数： 20,464,052 株（平成 22 年 3 月 31 日現在）

株式上場等の有無： 大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場しております。

## ⑧主要株主名

平成22年3月31日現在

| 氏名又は名称               | 住所                   | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|----------------------|----------------------|---------------|------------------------------------|
| 榑原 秀 雄               | 東京都大田区               | 2,501         | 12.22                              |
| 日栄興商株式会社             | さいたま市南区鹿手袋2-13-8-902 | 1,019         | 4.97                               |
| 株式会社大津や              | 大阪市淀川区西中島1-15-2      | 600           | 2.93                               |
| 株式会社廣濟堂              | 東京都港区芝4-6-12         | 450           | 2.19                               |
| エース取引社員持株会           | 東京都渋谷区渋谷3-29-24      | 441           | 2.15                               |
| 大 庭 忠 夫              | 東京都世田谷区              | 421           | 2.05                               |
| 松 本 亘                | 東京都世田谷区              | 342           | 1.67                               |
| 株式会社コマーシャル・アール<br>イー | 東京都中央区八重洲1-5-4       | 277           | 1.35                               |
| 森 辰 郎                | さいたま市浦和区             | 230           | 1.12                               |
| 原 澤 藤 夫              | 東京都稲城市               | 212           | 1.04                               |
| 計                    | —                    | 6,495         | 31.74                              |

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式 3,668千株(17.92%)があります。

2 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

## ⑨役員 の 状 況

平成22年7月1日現在

| 役名             | 職名                                    | 氏名      | 生年月日        | 所有株式数<br>(千株) |
|----------------|---------------------------------------|---------|-------------|---------------|
| 取締役社長<br>代表取締役 | —                                     | 田 中 孝 男 | 昭和25年4月11日生 | 161           |
| 取締役副社長         | 経営企画室・検査室担<br>当                       | 石 海 行 雄 | 昭和22年3月15日生 | 32            |
| 専務取締役          | 営業本部本部長 兼<br>FX事業部長                   | 牧 田 栄 次 | 昭和29年1月22日生 | 120           |
| 常務取締役          | 営業本部副本部長                              | 松 岡 史 郎 | 昭和34年8月25日生 | 63            |
| 常務取締役          | 総合企画部・事務管理<br>部担当 総合企画部部<br>長兼 広報担当室長 | 山 崎 勝 重 | 昭和26年3月6日生  | 4             |
| 取締役            | 業務部本部長 兼<br>業務部担当                     | 伊 藤 昇 明 | 昭和29年5月11日生 | 55            |
| 取締役            | 大宮支店・横浜支店ブ<br>ロック長 兼<br>大宮支店長         | 種 田 繁 樹 | 昭和39年3月18日生 | 9             |

| 役名         | 職名                              | 氏名      | 生年月日         | 所有株式数<br>(千株) |
|------------|---------------------------------|---------|--------------|---------------|
| 取締役        | 大阪支店・名古屋支店<br>ブロック長 兼<br>大阪支店長  | 元 岡 俊 輔 | 昭和46年6月17日生  | 33            |
| 取締役        | 営業管理本部長 兼<br>営業管理部担当            | 中 勝     | 昭和32年1月25日生  | 51            |
| 取締役        | 財務部部長兼 資金運<br>用担当・経理担当部長        | 田 中 徹   | 昭和25年10月19日生 | 31            |
| 取締役        | 福岡支店・広島支店担<br>当ブロック長 兼<br>福岡支店長 | 大 橋 正 直 | 昭和39年3月11日生  | 35            |
| 監査役<br>常勤  | —                               | 橋 本 雅 二 | 昭和22年1月14日生  | 24            |
| 監査役<br>非常勤 | —                               | 山 田 研 治 | 昭和16年11月28日生 | 0             |
| 監査役<br>非常勤 | —                               | 和 田 睦 男 | 昭和20年10月16日生 | 0             |
| 計          |                                 |         |              | 3,284         |

- (注) 1 監査役山田研治、和田睦男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

#### ⑩従業員の状況

|            | 総 計    | 男 女 別   |        | 営業・非営業 |         |
|------------|--------|---------|--------|--------|---------|
|            |        | 男       | 女      | 営業     | 非営業     |
| 従業員数 (人)   | 267    | 218     | 49     | 173    | 94      |
| 平均年齢 (歳)   | 38歳2ヶ月 | 39歳5ヶ月  | 32歳5ヶ月 | 36歳8ヶ月 | 40歳10ヶ月 |
| 平均勤続年数 (年) | 10年3ヶ月 | 10年11ヶ月 | 7年1ヶ月  | 7年10ヶ月 | 14年7ヶ月  |
| 登録外務員数 (人) | 201    | 176     | 25     | 173    | 37      |

## 2. 営業の状況

### ①営業方針

当社を取り巻く事業環境を見ると、我が国の金融経済は「貯蓄から投資へ」の流れの中、従来の貯蓄奨励型から投資奨励型へと移行が進んでおり、平成17年5月には改正商品取引所法が施行、平成19年9月には金融商品取引法が施行され、商品先物取引、外国為替証拠金取引、商品ファンド、証券取引など投資サービスに関する市場環境も整備され、注目度も一段と高まっている状況にあると考えられます。

商品先物取引については、ここ数年、世界的には堅調な相場展開を見せていましたが、リーマン・ショック等による金融不安の広がりや国内市場においては法改正による営業活動の行為規制強化などが影響し、出来高の低迷を余儀なくされております。しかし、平成20年年末には産業構造審議会商品取引所分科会の最終報告が公表され、商品と金融の融合サービスの推進、プロ市場化への動き、新たな営業形態への取り組みなどが具体的に動き出しており、今後の成長が期待されております。また、外国為替証拠金取引も資産運用の新たな手段として人気を集めており、インフラ整備も進められ、注目度もさらに高まっております。これら投資サービスを主事業とする当社グループにとりましては、競争の激化は予想されますが、大きなチャンスが到来しているものと認識しております。

これらの状況を踏まえて当社グループは、投資奨励型社会という新しい時代に適応するビジネスモデルを構築し、市場拡大によるビジネス・チャンスを企業成長の礎とするために、中長期的には次の経営方針のもとで事業を展開してまいります。

#### ①顧客本位の資産運用サービス会社を志向

投資サービス事業の成功の鍵は、コンプライアンス意識向上の中で顧客の利益を最優先するという立場を貫くことにあります。これを実現するには顧客ニーズに柔軟に対応できるサービス体制とスピード経営の実践が不可欠となります。その上で、幅広い資産運用サービスを充実させ、顧客ニーズに適応した高度な投資サービスを提供することが必要です。商品先物事業、外国為替事業、証券事業など、当社グループの総合力を活かして、顧客本位の資産運用サービスを提供してまいります。また、事業分野の拡大を視野に入れ、新規事業への積極的な取り組みも推進してまいります。具体的には、平成20年に投資運用業への進出や石油法人部の新設を実施いたしました。

#### ②安定成長を支える経営基盤の確保

企業成長の根幹は、収益力の強化をベースにした営業資産の拡大であり、安定した利益の計上であります。中でも預り証拠金、委託売買高、顧客数のさらなる増大が成長の要になります。投資サービス事業の将来性を見越して異業種も参入し、企業間競争が激化するなど厳しい経営環境もありますが、新たな営業モデルの展開や事業分野の拡張などを通じて営業資産の拡大を図り、営業収益の増大につなげてまいります。また、リスク管理の一層の強化などを進め、安定した利益の計上につなげ、強固な経営基盤を確保してまいります。

#### ③財務体質の強化と株主への利益還元への推進

企業経営において健全な財務体質は不可欠であります。委託者資産の完全分離保管の堅持、外国為替証拠金取引における100%信託保全導入などをはじめ、純資産額規制比率や自己資本規制比率の向上等に向けた強固な財務体制の確立が必要になります。さらに、当社グループは株主の皆様に対する

利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、業績向上に向けて企業活動に注力するとともに、利益状況を勘案し、株主の皆様への配当を重視した利益配分を行なうことを基本方針としております。

#### ④信頼される人づくりを通じて選ばれる企業の創造

ネット経済の時代ではありますが、このような時であるからこそ企業成長の鍵は「人」にあります。信頼される人材の育成こそが企業成長の土台になります。役職別研修等を通じて、常に新しい知識習得の場を持ち、ファイナンシャル・プランナーの資格取得支援も継続し、さらにコンプライアンス意識の向上を進めるなど、社員各自が自己成長できる環境を整えてまいります。顧客サービスのレベルアップは社員の質的向上、信頼の確保があってはじめて成し遂げられます。IT進展に伴う情報サービスの高度化と併せて人材の育成を一層充実し、選ばれる企業の創造に積極的に取り組んでまいります。

当社は、今後も市場経済の発展を見据えた積極的な企業戦略を展開するとともに、コンプライアンスを重視した経営を推進し、企業価値、株主価値を高める経営の実践を図ってまいります。

## ②当社及び当業界を取巻く環境

当会計年度におけるわが国経済は、新興国など海外経済の回復を背景として輸出や生産の持ち直しが見られ、国内でもエコポイント制度など耐久財購入支援策が奏功し消費は堅調さを維持しました。しかし、デフレ経済からの脱却に進展が見られなかったこともあり、日本銀行は一段の金融緩和政策を迫られることになりました。

当会計年度の外国為替市場は、ドル・円相場については年度前半の1ドル100円台から日米の金利差縮小等を背景に円がドルに対して買われ続け、平成21年11月には一時1ドル84円台まで円高が進行しました。その後、同年12月以降は反転し、ドル資金需要の高まりを背景にドルが買い戻され、平成22年1月はじめには、1ドル93円台までドル高・円安が進行しました。米国雇用統計の改善などを受けてドル金利が上昇しはじめ、米国金融政策の出口戦略が積極化するとの思惑が働きました。対ユーロでの円は、1ユーロ130円を挟んで一進一退を続けましたが、平成21年末以降、南欧でソブリンリスクが拡大するとユーロへの売り圧力が強まり、年度末にかけては一時1ユーロ120円を割れる水準にまでユーロ安・円高が進行しました。

当会計年度の株式市場は、金融不安の後退に伴う米国株価の回復基調を受けて、日経平均株価も堅調に推移しました。円高進行による悪影響は限られ、上昇基調を持続する状況となり、年度末には日経平均株価が11,000円台を示現するなどリーマン・ショックによる急落前の水準近くまで値を戻しました。

当会計年度の商品先物市場では、金が金融不安を背景とした安全資産への資金回避の中で上昇を続け、ニューヨーク市場では平成21年12月に史上最高値となる1トロイオンス1,226ドル（期近）を示現しました。その後はドルの反発や歴史的な高値に伴う需要減退、新興国などでの金利引き上げ観測、米国金融規制の強化観測等を背景に調整局面入りとなりましたが、概ね1トロイオンス1,050～1,150ドルでもみ合うなど高値を維持し続けました。東京市場では、年度前半は円高が価格の下押し圧力となり伸び悩みましたが、平成21年12月にはドル建て価格の上昇にあわせて1グラム3,477円（先限）と

26年半ぶりの高値をつけました。ニューヨーク市場ではファンドの買い越し規模が史上最高となったほか、世界の金ETF（上場投資信託）市場における投資残高も史上最高を更新しました。また、プラチナは新興国を中心とした好調な自動車販売を背景に触媒需要の拡大が期待され上昇基調を辿りました。平成22年1月にはニューヨーク市場で米国初となるプラチナETFが上場されて投資人気を集めました。原油は世界経済の早期回復期待を受けて上値追いの動きとなり、年度はじめに1バレル50ドル（ニューヨーク市場、WTI期近）近辺という水準にあった原油価格は年度末にかけて1バレル80ドルを超えて推移しました。農産物市場では粗糖の価格が大きく動きました。インドなど主要生産国の減産懸念により需給引き締まり観測が強まるとニューヨーク市場で急騰し、年度はじめの1ポンド12セント台（期近）から平成22年1月には1ポンド30セント超えの水準へと29年ぶりの高値を示現しました。天然ゴムも東南アジアの減産や中国の需要増を受けて堅調に推移し、シンガポール市場では年度はじめの1キログラム150セント（RSS3号期近）から年度末にかけては1キログラム360セントを超える水準まで上昇しました。

当会計年度の商品先物市場は世界的には活況な場面も見られましたが、国内市場については、金融危機の影響が払拭されない中で営業勧誘規制強化などの影響が色濃く残り、個人投資家等の投資姿勢の好転には至りませんでした。その結果、当連結会計年度の全国商品取引所出来高（指数、先物オプションを含む）は前連結会計年度比26.0%減の34,259千枚となりました。商品別のシェアを見るとトップが貴金属の59.8%となり、以下石油17.8%、農産物12.3%などと続いています。なお、平成21年10月に中部大阪商品取引所で金が上場され、国内での金先物取引の公設市場は東京と名古屋の2ヶ所に増えました。また、平成22年3月には東京工業品取引所で日経・東工取商品指数先物取引（愛称：TOCOM NEXT）が上場されました。物価変動リスクをカバーするヘッジ手法の一つとして、企業や機関投資家などにも注目されています。

### ③営業の経過及び成果

当会計年度の商品先物取引事業は、金融危機や法改正等による営業活動に対する行為規制強化の影響などから国内商品取引所の出来高が前連結会計年度より26.0%減少するという状況の中で、上期は5月に農林水産省及び経済産業省より9営業日の商品取引受託業務停止処分を受けたことも影響し、委託売買高580千枚、受取手数料14億36百万円と低迷しましたが、下期は貴金属市場の活況もあり、委託売買高681千枚、受取手数料20億74百万円と業績は好転しました。当連結会計年度としては、上期の業績低迷が響き、商品先物取引事業にかかる委託売買高は前連結会計年度比14.7%減の1,261千枚、受取手数料は前連結会計年度比0.02%減の35億10百万円となりました。売買損益につきましては、12百万円の売買損失（前連結会計年度は46百万円の売買損失）となりました。

また、事業年度における受取手数料、売買損益及び商品先物取引の売買高の状況次の通りであります。

イ 受取手数料

| 区分           |           | 金額(千円)    | 前年同期比(%) |
|--------------|-----------|-----------|----------|
| 商品先物取引       | 現物先物取引    |           |          |
|              | 農産物市場     | 57,899    | △ 73.5   |
|              | 砂糖市場      | 27,288    | △ 30.8   |
|              | 貴金属市場     | 3,285,195 | 9.3      |
|              | アルミニウム市場  | 19        | △ 89.6   |
|              | ニッケル市場    | —         | —        |
|              | ゴム市場      | 28,513    | △ 71.3   |
|              | 石油市場      | 78,899    | △ 27.6   |
|              | 小計        | 3,477,815 | 0.2      |
|              | 現金決済取引    |           |          |
|              | 畜産物市場     | —         | —        |
|              | 貴金属市場     | 13,968    | △ 55.1   |
|              | 石油市場      | 6,714     | △ 16.2   |
|              | 小計        | 20,682    | △ 47.2   |
|              | 指数先物取引    |           |          |
| 農産物・飼料指数市場   | —         | —         |          |
| 天然ゴム指数市場     | 12        | △ 95.0    |          |
| 日経・東工取商品指数市場 | 12,442    | —         |          |
| 小計           | 12,454    | 4,947.80  |          |
| 商品先物取引計      | 3,510,952 | 0.0       |          |
| 外国為替証拠金取引    | 230,447   | △ 40.9    |          |
| 合計           | 3,741,399 | △ 4.1     |          |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ 売買損益

| 区分           |            | 前事業年度<br>金額(千円) | 当事業年度<br>金額(千円) |
|--------------|------------|-----------------|-----------------|
| 商品先<br>物取引   | 現物先物取引     |                 |                 |
|              | 農産物市場      | △ 79,111        | 22              |
|              | 砂糖市場       | 23,967          | △ 846           |
|              | 貴金属市場      | 30,746          | △ 34,261        |
|              | アルミニウム市場   | —               | △ 34            |
|              | ニッケル市場     | △ 307           | —               |
|              | ゴム市場       | △ 86            | 51              |
|              | 石油市場       | △ 94,778        | △ 8,567         |
|              | 小計         | △ 119,570       | △ 43,636        |
|              | 現金決済取引     |                 |                 |
|              | 畜産物市場      | △ 515           | —               |
|              | 貴金属市場      | —               | △ 1             |
|              | アルミニウム市場   | 67,220          | —               |
|              | 小計         | 66,705          | △ 1             |
|              | 指数先物取引     |                 |                 |
|              | 農産物・飼料指数市場 | 322             | △ 121           |
|              | 天然ゴム指数市場   | △ 273           | △ 806           |
| 日経・東工取商品指数市場 | —          | —               |                 |
| 小計           | 49         | △ 927           |                 |
| 海外先物取引       | 17,445     | —               |                 |
| 商品先物取引計      | △ 35,370   | △ 44,565        |                 |
| 商品売買損益       | △ 40,493   | 32,091          |                 |
| その他売買損益      | △ 25,376   | —               |                 |
| 合計           | △ 22,211   | 160,327         |                 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ハ 商品先物取引の売買高の状況

| 区分               | 委託(枚)     | 前年同期比<br>(%) | 自己(枚)  | 前年同期比<br>(%) | 合計(枚)     | 前年同期比<br>(%) |
|------------------|-----------|--------------|--------|--------------|-----------|--------------|
| 現物先物取引           |           |              |        |              |           |              |
| 農産物市場            | 206,261   | △ 30.4       | 2,574  | △ 48.9       | 208,835   | △ 30.7       |
| 砂糖市場             | 23,261    | 48.3         | 424    | 32.5         | 23,685    | 47.9         |
| 貴金属市場            | 713,429   | 3.6          | 1,743  | 109.5        | 715,172   | 3.8          |
| アルミニウム市場         | 3         | △ 99.2       | 2      | —            | 5         | △ 98.6       |
| ニッケル市場           | —         | —            | —      | —            | —         | —            |
| ゴム市場             | 50,897    | △ 60.5       | 12     | △ 95.1       | 50,909    | △ 60.6       |
| 石油市場             | 194,451   | △ 16.4       | 7,647  | 166.4        | 202,098   | △ 14.2       |
| 小計               | 1,188,302 | △ 12.8       | 12,402 | 32.2         | 1,200,704 | △ 12.5       |
| 現金決済取引           |           |              |        |              |           |              |
| 畜産物市場            | 1         | △ 99.5       | 50     | △ 81.3       | 51        | △ 88.7       |
| 貴金属市場            | 57,773    | △ 44.9       | 8      | —            | 57,781    | △ 44.9       |
| 石油市場             | 10,527    | 8.9          | —      | —            | 10,527    | 8.9          |
| 小計               | 68,301    | △ 40.4       | 58     | △ 78.4       | 68,359    | △ 40.5       |
| 指数先物取引           |           |              |        |              |           |              |
| 農産物・飼料指数市場       | 2         | △ 91.7       | 2      | —            | 4         | △ 83.3       |
| 天然ゴム指数市場         | 35        | △ 95.3       | 8      | △ 97.2       | 43        | △ 95.9       |
| 日経・東工取商品<br>指数市場 | 4,636     | —            | —      | —            | 4,636     | —            |
| 小計               | 4,673     | 502.2        | 10     | △ 96.5       | 4,683     | 340.10       |
| 合計               | 1,261,276 | △ 14.7       | 12,470 | 25.5         | 1,273,746 | △ 14.4       |

(注) 1 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

| 前会計年度<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日) |           |              |           | 当会計年度<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |        |              |           |
|--|-----------|--------------|-----------|--|--------|--------------|-----------|
| 取引所名                                   | 銘柄名       | 委託売買高<br>(枚) | 割合<br>(%) | 取引所名                                   | 銘柄名    | 委託売買高<br>(枚) | 割合<br>(%) |
| 東京工業品取引所                               | 金         | 564,660      | 38.2      | 東京工業品取引所                               | 金      | 449,424      | 35.6      |
| 東京工業品取引所                               | 白金        | 204,603      | 13.8      | 東京工業品取引所                               | 白金     | 253,575      | 20.1      |
| 東京工業品取引所                               | ゴム        | 128,373      | 8.7       | 東京穀物商品取引所                              | 一般大豆   | 93,503       | 7.4       |
| 東京穀物商品取引所                              | Non-GMO大豆 | 107,883      | 7.3       | 東京穀物商品取引所                              | とうもろこし | 85,810       | 6.8       |
| 東京穀物商品取引所                              | とうもろこし    | 102,142      | 6.9       | 中部大阪商品取引所                              | ガソリン   | 63,130       | 5.0       |
| 東京工業品取引所                               | ガソリン      | 97,524       | 6.6       | 東京工業品取引所                               | ガソリン   | 59,861       | 4.7       |
| 中部大阪商品取引所                              | ガソリン      | 61,236       | 4.1       | 中部大阪商品取引所                              | 灯油     | 52,065       | 4.1       |

2 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、白金1枚は500gというように、1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

#### ④対処すべき課題

当社は、商品先物取引事業を中心に、外国為替取引事業、証券事業など投資サービスに係る業務を総合的に取り扱っております。「貯蓄から投資へ」という流れの中、商品取引所法の改正や金融商品取引法の施行などにより投資環境の整備が図られ、今後ビジネス・チャンスは拡大すると予測されますが、その一方で、依然として残る世界的な金融不安の影響や、商品先物取引事業においては営業活動に対する行為規制の強化などもあり、投資家の投資姿勢が消極的に推移していることも事実です。

当社におきましては、このような経営環境を的確に反映した事業戦略を策定し、その戦略をベースに企業活動を遂行していかなければなりません。環境の変化を事業拡大のチャンスと捉えた営業活動を進めていくとともに、コーポレート・ガバナンスに対する強い姿勢が求められる現状を踏まえた内部管理体制の一層の強化を進めてまいります。

当社が今後対処すべき主要な課題は次の通りです。

##### ①新たな営業モデルの構築

法改正等により営業活動の行為規制が強化されるなど、投資サービス事業の営業環境は大きく変化しております。その変化に対応した営業モデルを構築することで将来のビジネス・チャンスを手に入れ、企業成長を成し遂げることができます。

新たな営業モデルの構築について見ますと、商品先物取引事業におきましては、まずコンサルティング営業の強化が挙げられます。営業員一人一人のレベルを尚一層向上させ、常にワンランク上の営業サービスを提供する体制を構築することで、顧客満足度のさらなる向上に努めてまいります。また、セミナーなどを活用した来店型の営業サービス展開も重要な営業戦略になります。従来のように大規模なセミナー開催だけではなく、個々の営業部が主体となって実施するミニ・セミナーを増やすことで、取引の魅力を身近に感じていただくとともにお客様のニーズを迅速に把握し、きめ細かいサービスにつなげていく体制が整備できます。

ネットサービスの拡充も営業支援として重要な要素になります。今後の営業活動は対面サービスとネットサービスの融合が求められてまいります。取引時間の延長など環境変化への対応もありますが、スピーディーな情報発信、利便性の高い取引環境の提供などは投資サービス事業の成長の鍵となっております。取引システムの能力向上に加え、ホームページを中心とする情報提供の体制を強化するなど、ネットサービスの一層の拡充を進めてまいります。

外国為替取引事業におきましては、FX取引（外国為替証拠金取引）のレバレッジ規制の導入も予定され、今後お客様のニーズも変化していくと予想されますが、100%信託保全のいち早い導入をはじめ、取引所為替証拠金取引の拡大など営業サービスの多様化やスピーディーな情報発信に努め、さらにシステム管理能力を一層高める体制を推進し、業績向上につなげてまいります。

##### ②専門性の高い人材の育成及びシステム能力の向上

コンサルティング営業の強化、ネットサービスの拡充などを実現するには、金融知識や専門知識を持つ人材の育成が必要になります。営業員につきましては集合研修や現場における研修、さらには自己啓発の推進によりレベルアップを図り、状況に応じて即戦力となる人材の登用も進めてまいります。

さらに、コンプライアンス体制の強化や会計業務の環境変化などに対応する人材の育成が急務になります。現在、平成27年（2015年）に国際会計基準の強制適用をめざす作業も進められています

が、今後、企業法務や会計業務に関する高度な専門知識を持つ人材の確保が求められることは避けられない状況です。そのためにも社内における人材の育成などを進めてまいります。

今後、新証拠金制度の導入や損失限定型取引の導入などが進むと、取引システムの高度化、スピード化などに対応する社内体制の強化も不可欠になります。システム管理体制の一層の強化、取引環境の変化に対応したシステム運営力の拡充等を尚一層進めてまいります。

#### ③経営管理体制の一層の強化及び内部統制システムの整備

コーポレート・ガバナンスへの対応を重視した経営管理体制の推進は企業経営に求められている大きなテーマです。当社におきましても、商品取引所法、会社法、金融商品取引法など関係法令の規定に基づき、コンプライアンス意識の向上や多様なリスクへの対応など内部管理体制強化を推し進めており、現在、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を中核とする内部管理体制を構築し、内部統制システムの整備・推進、内部監査体制の充実などコーポレート・ガバナンスへの取り組みを積極的に進めております。

営業活動等における法令遵守の徹底につきましては、検査室による社内監査、営業管理部やコンプライアンス担当部署による顧客管理体制の強化を推進するとともに、社員研修の場などを通じて社員全員にコンプライアンス意識の向上を促すなど社内体制の強化を進めております。

#### ④業務の効率化推進及び財務管理の強化

安定した企業経営には収支バランスの調和が不可欠です。収益拡大を進めるとともに、経費の内容に関する見直しを図り、支出の抑制を進めてまいります。そのためにも全社でコスト意識を徹底し、業務の効率化をさらに推進する必要があります。既にシステム業務の一部アウトソーシングなどを実施しておりますが、今後も社員全員が日常の業務を再点検し、経費削減に取り組んでいかなければなりません。また、本社ビルや保養施設などの有効活用も図り、収支バランスの安定化に向けて効率的な企業運営を進めてまいります。

財務管理の強化もテーマの一つです。当社に対する企業評価の重要な指標として純資産額規制比率や自己資本規制比率があります。いずれも一定の水準以上を確保していなければなりません。これらの指標に限らず、企業評価の大きな判断材料として財務力があります。財務の強さが企業の強さを支える土台として評価されます。今後も、資本力の強化に向けた財務管理を徹底し、安定した企業経営につなげてまいります。

## ⑤受託業務管理規則

### 受託業務管理規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、取引の自己責任を求め得る主体性ある健全な委託者層の導入と、委託者の保護育成を図るため、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らし不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けるものとなるおそれがないように委託者に適合性の原則の趣旨を説明した上で、委託者の知識、経験、及び財産の状況及び受託契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、委託者の属性の把握に努めるものとし、委託の勧誘及び受託業務の適正な運営並びにその管理について必要な項目を定める。

(適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託)

第 2 条 当社は、次の各号の一に該当する商品先物取引に不相当と判断される者に対する勧誘及び受託並びに不相当と認められる勧誘を行わないものとする。

尚、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止し、又取引中に委託者が新たに、不相当と認められる状況となった場合、新たな取引の勧誘及び受託を行わないものとする。

(1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 商品先物取引をするための借入れの勧誘

(5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘

(6) 長期入院、自宅療養者及びこれに準ずる者

(7) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計をたてている者

※「生計をたてている」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

(8) 一定以上の収入を有しない者

※「一定以上の収入」は、年間500万円以上とする。

(9) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘

※1 「投資可能資金額」とは、委託者が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差入可能な資金総額をいう。

※2 既に商品先物取引によって損失(評価損を含む。)及び手数料並びに手数料に係る消費税(以下「損失額等」という。)が発生している場合には、委託者が当初届け出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額を、当該委託者の投資可能資金額とする。

(10) 一定の高齢者

※1 「一定の高齢者」は、年齢75歳以上とする。

※2 75歳未満の高齢者についても、生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査して判断し、厳格な審査を経て取引の開始に至った場合であっても、当該委託者の損益状況等の取引状況を常時確認することにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないように注意する。

(11) 金融機関等(銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、金融商品

取引業者、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等)の役員及び従業員、国、地方公共団体その他公益機関及び民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者

(12) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者

(13) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

但し、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号に該当する場合、自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しており、且つ下記の諸要件を自らが満たしている旨の委託者本人の自書による書面での申し出があり、第12条第2項に定める総括責任者が相当と認めた場合はこの限りではない。

(1) 第6号、第7号、第8号及び第11号に該当する場合は、委託者が申告する投資可能資金額が自己資金の範囲内であり、その裏付けとなる資産を有していること。

(2) 第9号に該当する場合は、委託者が新たに申告した投資可能資金額が、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

(3) 第10号に該当する場合は、当該委託者が過去一定期間以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験(株式信用、株式先物等)があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。

※「過去一定期間以上」は、直近の3年以内に延べ90日以上とする。

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者が、諸要件を判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第3条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、下記の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を委託者より徴収するものとする。

(1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、家族構成(扶養家族の状況等)、住所及び連絡先

(2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職

(3) 商品先物取引及び株式取引(現物、信用)等の経験の有無

(4) 資産状況(年収、現金・預貯金、その他)

(5) 投資可能資金額

(6) 受託契約を締結する目的

(7) 投資情報入手の方法

(8) その他必要と認める事項

2. 商品先物取引口座設定申込書については、受託前に予め管理担当班に報告し、管理担当班は電話又は面談により記載された属性情報を確認及び判断し責任者に報告を行い、責任者による受託の適否の審査を受けるものとし、審査が終了した後に約諾書の徴収等の受託行為を行うものとする。但し、責任者が不在等やむを得ない場合には副責任者が代行して受託の適否の審査を行うものとするが、この場合においては速やかに責任者に報告し、改めてその承認を得るものとする。

尚、審査の結果を記録し、判断根拠を含めて、取引終了後3年間保存するものとする。

3. 投資可能資金額は、その趣旨をよく説明し理解を得た上で申告を受けるものとする。

4. 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明(免許証等の本人確認書類)を求めるものとする。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の

提出を求め、それを徴収する。

(顧客カードの整備)

第 4 条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする委託者について、「商品先物取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けるものとする。

尚、記載内容に変更があれば、その都度更新し、委託者情報を適切に管理するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、家族構成（扶養家族の状況等）、住所及び連絡先
  - (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
  - (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
  - (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
  - (5) 投資可能資金額
  - (6) 受託契約を締結する目的
  - (7) その他必要と認める事項
2. 顧客カードについては、当該本店及び従たる営業所に備え付けるものとし、すべてその写しを、第 1 2 条第 2 項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

(勧誘の告知・確認の義務)

第 5 条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘に先立って、勧誘の相手方に対して、会社名、所属部署、外務員名及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認した上で勧誘するものとし、その記録を取引終了後 3 年間保存するものとする。

2. 委託を行わない旨の意思表示をした顧客に対しては、勧誘をしないものとし、その情報を社内通知にて周知し、再勧誘することのないよう必要な措置を講じるものとする。
3. 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘しないものとする。ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。
  - (1) 迷惑な時間帯（夜間・早朝、勤務時間中等）に、電話又は訪問による勧誘を行うこと。
  - (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。
  - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
  - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと。

(勧誘の際の説明義務等)

第 6 条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引—委託のガイド—」等の関係書面を交付し、

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよるが）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の 10～30 倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

上記の事項を「商品先物取引—委託のガイド—」を活用し説明した後、これらの事項について、委託者が理解していることを書面にて確認するものとし、委託者の理解が十分でない場合、再度説明するものとする。

2. 前項による理解の確認をした後、「商品先物取引—委託のガイド—」に記載された上記以外事項を説明し、前項と同様の手続きにより委託者が理解していることを確認す

るものとする。

(受託業務の禁止行為)

第 7 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第 8 条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上商品先物取引の経験のない委託者又は経験の浅い委託者ないしこれと同等と判断される委託者については、3ヶ月を限度とする習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

※「過去一定期間以上」は、直近の3年以内に延べ90日以上とする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の範囲においてこれを行うものとする。この場合の外務員の判断枠（ホームトレードによる取引を除く）、当該委託者から当該判断枠を超える取引の要請があった場合の審査等については、別に定める。
- (4) 委託者に対し、商品先物取引について十分な理解と認識を深めて頂くため、習熟期間中に下記の事項等について、理解度確認の調査を行うものとする。調査の結果、未だ理解が十分でないと判断される委託者については、更に、理解を深めて頂くよう努めるものとする。
  - (イ) 「商品先物取引－委託のガイドー」の内容についての理解
  - (ロ) 損益発生 of 仕組み及び損益計算方法の理解
  - (ハ) 取引追証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
  - (ニ) ストップ高（安）等の値幅制限についての理解
  - (ホ) 約定値段及び総約定金額についての理解
  - (ヘ) その他必要と認める事項についての理解

(委託者の取引内容の把握及び管理)

第 9 条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者ごとの取引内容を常時把握するとともに、適切な委託者管理を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第 10 条 当社は、第2条第11号に該当する勧誘及び受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

2. 当該委託者の実入金額が、本人より申告の資産額（現金・預貯金等）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。
3. 調査は管理担当班が実施するものとする。

調査に当たっては、管理担当班は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て報告する等、調査に協力しなければならない。

調査に当たっては、取引資金の性格及び出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）の把握を中心に行うものとし、調査担当者は当該委託者への電話、面談その他の方法により、当該委託者に当該資産等の状況を聴取し確認する。尚、その場合、自己資金であるとのことであれば、資産申告額変更申出書の差入れ及び資産の裏付けとなる資料（預金通帳等の写し、残高証明書等）の提出を求めるものとする。

調査結果については、調書を作成して総括責任者に報告するものとし、総括責任者は調書に基づき、取引の継続又は停止等の措置を決定する。

4. 調査において当該委託者が資産申告額変更申出書の差入れ及び資産の裏付けとなる資料の提出をしない場合は、新たな取引の勧誘及び受託を行わないものとし、その後の金銭の預託は受けないものとする。
5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の金銭の預託は受けないものとする。
6. 以上の調査及び措置に関する記録は、これを10年間保存するものとする。

第10条の2 当社は、取引開始後の委託者に対して、残高照合通知書を送付する際に、属性情報の変更があった場合には、営業管理部に申し出るよう注意喚起を行うことにより、その把握に努めるものとする。

2. 委託者が新たに第2条第11号に該当する状況となったときは、第2条に定める措置及び第10条第2項以下の措置を講ずるものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第 11 条 当社は、委託者との間の入金及び出金は原則として振込により行うものとする。

2. 前項にかかわらず、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、委託者ごとにその必要性等について個別に審査し行うものとする。

※「やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合」とは、新規契約時の初回入金、金融機関窓口業務開始前又は業務終了後の時間帯の入出金、委託者より特別に要請があった場合等である。

3. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
4. 外務員が委託者との間で現金で入出金した場合は、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対して、日時、入出金の額、担当外務員の氏名等について確認するものとする。
5. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 12 条 取引本証拠金の額等は、「一般委託者」、「自社認定委託者」又は「電子取引委託者」等により区分し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同一又は同基準額に一定額を加えた額とする。

2. 前項にかかわらず、当社は、取引本証拠金の額等を商品ごとの市況の状況等を考慮して適宜定めることがある。
3. 委託者の本条第1項による区分に変更があった場合には、当該委託者の既存の建玉についても、変更後の区分に係る取引本証拠金の額等を適用する。
4. 当社は、上記の額について委託者にその適用の2営業日前までに通知し、当該通知内容を3年間保存する。
5. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、管理担当班総括責任者とする。管理担当班総括責任者は、取引本証拠金の額等を社内及び委託者に周知徹底させなければならない。

(管理担当班の設置)

第 13 条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、営業管理部を主体として、管理担当班を設置するものとする。

2. 本店に、受託業務に係る総括管理及び第14条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
3. 総括責任者、責任者及び副責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は、営業管理部担当取締役以上の役員とする。

(2) 責任者は、営業管理部部長又はそれに準ずる役職者と役職者とし、総括責任

者を補佐するとともに、総括責任者が不在又は事故あるときはその職務を代行するものとする。

- (3) 副責任者は、課長補佐以上の管理職者とし、責任者を補佐するとともに、責任者が不在又は事故あるときはその職務を代行するものとする。

(管理担当班の職務)

第 14 条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 商品先物取引口座設定申込書等の精査による委託者の選別及び受託の適否の決定並びに顧客管理のための顧客カードの整備
- (2) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (3) 登録外務員の委託者に対する連絡・サービス状況等の把握及び営業部門に対する指導
- (4) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応と処理の確認及び過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入の予防措置
- (5) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速且つ適切な措置
- (6) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (7) 不正資金の流入を防止するために必要な措置
- (8) その他委託者の保護育成に必要と認められる措置

(勧誘方針の策定及び公表)

第 15 条 当社は、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明することその他勧誘の適正の確保のために必要な事項を勧誘方針において定めるものとする。

2. 勧誘方針は、本店及び支店において掲示若しくは閲覧に供するとともに、ホームページ上において公表するものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第 16 条 当社は、当社の行う商品取引受託業務の内容について、商品取引所法、同法施行規則に基づき、広告及び広告類似行為を行うものとする。

2. 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、取締役 1 名を責任者として任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を置くことができる。
3. 責任者及び副責任者は、広告・宣伝等を実施する場合、違法性等の有無について審査するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 17 条 第 7 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、次の各号によりこれを懲戒とする。

- (1) 譴責 始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給 内容と程度の如何により減給する。
- (3) 出勤停止 内容と程度の如何により出勤を停止する。
- (4) 降格 内容と程度の如何により降格する。
- (5) 諭旨退職 退職願の提出を勧告し退職させる。
- (6) 解雇 予告期間を設けて解雇する。
- (7) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 18 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

(反社会的勢力等からの受託の抑制)

第 19 条 当社は、暴力団員及び暴力団関係者等の社会的公益に反する行為をなす者（以下「反

社会的勢力等」という。) に対して、商品先物取引の勧誘及び受託は行わないものとする。

2. 当社は、既存委託者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、可及的速やかに受託関係を解消するよう努めるものとする。
3. 当社は、反社会的勢力等からの受託の抑制に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。

(規則の変更)

第 20 条 本規則の変更は、取締役会の決議による。

## 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第8条第3号に基づき、商品先物取引の経験のない委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮のうえ、相応の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者の取引に係る外務員の判断枠を委託者から申告された投資可能資金額の1/3以内と定める。
2. 当該委託者から上記1の判断枠を超える取引の要請があった場合には、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申し出があり、管理担当班の責任者が当該委託者が商品先物取引に習熟していることを、「コンプライアンス（法令遵守）確認書」・「理解度確認書」等又は電話・面談等にて客観的に確認の上審査を行い、その適否について判断し、管理担当班総括責任者へ報告する。
3. 管理担当班総括責任者は、報告事項等についての内容を確認し、再審査の上、許可・不許可の判断をする。

## 附 則

1. この規則は、平成元年11月27日より施行する。
2. この規則は、平成3年11月14日より改正施行する。  
(商品先物取引不適格者の参入防止・顧客カードの整備・説明の義務・禁止行為・管理担当班の職務・日商協への届出)
3. この規則は、平成7年6月1日より改正施行する。  
(組織改正に伴い部署及び役職名変更)
4. この規則は、平成7年10月20日より改正施行する。  
(違反者に対する懲戒)
5. この規則は、平成10年9月1日より改正施行する。  
(社団法人日本商品取引員協会の新「受託等業務に関する規則」の施行に伴い全条見直し)
6. この規則は、平成11年6月1日より改正施行する。  
(日本商品先物取引協会の新「受託等業務に関する規則」の施行に伴い一部見直し)
7. この規則は、平成12年3月11日より改正施行する。  
(委託者の保護育成措置)
8. この規則は、平成12年4月1日より改正施行する。  
(民法の一部改正に伴い、第2条の禁治産者及び準禁治産者の表現を変更)
9. この規則は、平成12年8月1日より改正施行する。  
(商品先物取引不適格者の参入防止・商品先物取引口座設定申込書の徴収・顧客カードの整備・管理担当班の職務)
10. この規則は、平成12年10月2日より改正施行する。  
(広告・宣伝に係る管理措置)
11. この規則は、平成13年10月1日より改正施行する。  
(第2条 商品先物取引不適格者の参入防止、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第8条 委託者の保護育成措置、第9条 委託者の取引内容の把握及び管理、第10条 管理担当班の設置、第11条 管理担当班の職務、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)
12. この規則は、平成15年4月1日より改正施行する。  
(第10条「不正資金の流入防止措置」の新設及びこれに伴う条数の繰り下げ並びに第12条(7)の新設)
13. この規則は、平成15年6月6日より改正施行する。  
(委託証拠金制度改正に伴う第11条の新設)
14. この規則は、平成17年5月1日より改正施行する。  
(改正商品取引所法に伴い、第1条 目的、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第5条 勧誘の告知・確認の義務、第6条 勧誘の際の説明義務等、第7条 受託業務の禁止行為、第8条 委託者の保護育成措置、第10条 不正資金の流入防止措置、第11条 取引本証拠金の額等に係る措置、第13条 管理担当班の職務、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)
15. この規則は、平成17年8月8日より改正施行する。  
(委託者の保護に関するガイドラインの趣旨に添った更なる見直しに伴い、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第5条 勧誘の告知・確認の義務、第6条 勧誘の際の説明義務等、第8条 委託者の保護育成措置、第11条 取引本証拠金の額等に係る措置、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領)
16. この規則は、平成19年9月30日より改正施行する。  
(商品取引所法18年改正の政省令及び委託者保護ガイドラインの改正に伴い、第1条 目的、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第6条 勧誘の際の説明義務等、第12条 管理担

当班の設置、第15条 広告・宣伝に係る管理措置の見直し、商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領及び第14条 勧誘方針の策定及び公表の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げ)

17. この規則は、平成20年5月1日より改正施行する。  
(第11条 委託者との入出金に係る管理措置の新設及び第12条以下の条数繰り下げ)
18. この規則は、平成20年5月1日より改正施行する。  
(第3条第2項 日常の適合性の審査者の明確化、第13条第3項 副責任者の新設及びその職務の明確化、その他条数繰り下げに伴う所要の変更)
19. この規則は、平成20年10月1日より改正施行する。  
(第19条 反社会適勢力等からの受託の抑制の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げ)
20. この規則は、平成21年4月1日より改正施行する。  
(第13条 管理担当班の設置)
21. この規則は、平成21年10月5日より改正施行する。  
(第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第10条 不正資金の流入防止措置及び第10条の2新設)

## 電子取引に係る受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、取引の自己責任を求め得る主体性ある健全な委託者層の導入と、委託者の保護を図るため、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、委託者の属性の把握に努めるものとし、受託業務の適正な運営並びにその管理について必要な項目を定める。

(適合性の原則に照らして不相当と認められる受託契約)

第 2 条 当社は、電子取引において次の各号の一に該当する商品先物取引への参加に不相当と判断される者に対する受託契約を行わないものとする。

尚、口座開設過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに口座開設を中止し、又取引中に委託者が新たに、不相当と認められる状況となった場合、新たな取引の受託を行わないものとする。

(1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 借入金で商品先物取引をしようとする者

(5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

(6) 75歳以上の高齢者で、過去一定期間以上(直近の3年以内に延べ90日以上を目安とする)にわたり商品先物取引、その他先物取引、株式の信用取引等の経験が無い者。

但し、80歳以上の高齢者については、取引の経験に関わらず受託契約を行わない。

(7) 申告資産を超える入金・入庫をして取引をしようとする者

※「申告資産」とは、委託者が商品先物取引へ参加するにあたって当社へ申告した「現金・預貯金」及び「有価証券等」の総額をいう。(有価証券等の評価増を含む)

(8) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者

(9) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

但し、第6号に該当する場合で取引の継続中に達した者はこの限りではない。又第7号に該当する場合で、書面又は電磁的方法により申告資産額変更の申し出を行う者はこの限りではない。

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者が、諸要件を判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、口座開設の許可及び受託を行わないものとする。

3. 次に該当する委託者については入金・入庫の総額を申告資産額の80%を上限とする制限を行う。

(1) 年齢75歳以上で、給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者

(2) 職業を有しない者、又は一定の所得を有しない者

※ここでの「一定の所得」は、年間で500万円以上を目安とする

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第 3 条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、下記の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を委託者より書面又は電磁的方法により徴収するものとする。

(1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、住所及び連絡先

(2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職

- (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
  - (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
  - (5) 受託契約を締結する目的
  - (6) その他必要と認める事項
2. 商品先物取引口座設定申込書については、徴収方法により次の通りとする。
- (1) 書面による場合は、商品先物取引口座設定申込書を受託前に予め管理担当班で確認し、受託の適否の審査を行い、審査が終了した後、約諾書の徴収等を行うものとする。
  - (2) 電磁的方法による場合は、商品先物取引口座設定申込書（申込内容）をもって管理担当班で確認し、受託の適否の審査を行うものとする。
- 尚、審査の結果を記録し、判断根拠を含めて、取引終了後3年間保存するものとする。
3. 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明（免許証等の本人確認書類）を求めるものとする。
- 委託者が法人の場合は、登記簿謄本及び代表者の本人確認書類の提出を求め、それを徴収する。

（顧客カードの整備）

第4条 当社は、商品先物取引を行おうとする委託者について、「商品先物取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けるものとする。

尚、記載内容に変更があれば、その都度更新し、委託者情報を適切に管理するものとする。

- (1) 氏名又は商号、生年月日、年齢、性別、住所及び連絡先
  - (2) 職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所並びに役職
  - (3) 商品先物取引及び株式取引（現物、信用）等の経験の有無
  - (4) 資産状況（年収、現金・預貯金、その他）
  - (5) 受託契約を締結する目的
  - (6) その他必要と認める事項
2. 顧客カードについては、担当部署に備え付けるものとし、すべてその写しを、第12条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

（説明義務等）

第5条 商品先物取引の電子取引において、受託以前に「商品先物取引－委託のガイドー」等の関係書面を書面又は電磁的方法により交付し、

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよるが）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
  - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 上記の事項を書面又は電磁的方法により解説した後、これらの事項について、委託者が理解していることを書面又は電磁的方法にて確認するものとし、委託者の理解が十分でない場合、電磁的方法にて補足説明をするものとする。
2. 前項による理解の確認をした後、「商品先物取引－委託のガイドー」に記載された上記以外の事項については、前項と同様の手続きにより委託者が理解していることを確認するものとする。

（受託業務の禁止行為）

第6条 商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはなら

ない。

(委託者の取引内容の把握及び管理)

第 7 条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者ごとの取引内容を常時把握するとともに、適切な委託者管理を行うものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第 8 条 当社は、金融機関等（銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、金融商品取引業者、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等）の役員及び従業員、国、地方公共団体その他公益機関及び民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者からの受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

2. 当該委託者の実入金額が、本人より申告の資産額（現金・預貯金等）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。

3. 調査は管理担当班が実施するものとする。

調査に当たっては、管理担当班は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て報告する等、調査に協力しなければならない。

調査に当たっては、取引資金の性格及び出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）の把握を中心に行うものとし、調査担当者は当該委託者への電話、面談その他の方法により、当該委託者に当該資産等の状況を聴取し確認する。尚、その場合、自己資金であるとのことであれば、資産申告額変更申出書の差入れ及び資金の裏付けとなる資料（預金通帳等の写し、残高証明書等）の提出を求めるものとする。

調査結果については、調書を作成して総括責任者に報告するものとし、総括責任者は調書に基づき、取引の継続又は停止等の措置を決定する。

4. 調査において当該委託者が資産申告額変更申出書の差入れ及び資産の裏付けとなる資料の提出をしない場合は、新たな取引の受託を行わないものとし、その後の金銭の預託は受けないものとする。

5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の金銭の預託は受けないものとする。

6. 取引開始後の委託者に対して、残高照合通知書を送付する際に、属性情報に変更があった場合には、営業管理部に申し出るよう注意喚起を行うことにより、その把握に努めるものとし、委託者が新たに第 1 項に該当する状況となったときは、前 2 項以下の措置を講ずるものとする。

7. 以上の調査及び措置に関する記録は、これを 10 年間保存するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 9 条 取引本証拠金の額等は、当社にて区分した「電子取引委託者」を適用し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同一又は同基準額に一定額を加えた額とする。

2. 前項にかかわらず、当社は、取引本証拠金の額等を商品ごとの市況の状況等を考慮して適宜定めることがある。

3. 委託者の本条第 1 項による区分に変更があった場合には、当該委託者の既存の建玉についても、変更後の区分に係る取引本証拠金の額等を適用する。

4. 当社は、上記の額について委託者にその適用の 2 営業日前までに通知し、当該通知内容を 3 年間保存する。

5. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、管理担当班総括責任者とする。管理担当班総括責任者は、取引本証拠金の額等を社内及び委託者に周知徹底させなければならない。

(管理担当班の設置)

第 10 条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、営業管理部を主体として、

管理担当班を設置するものとする。

2. 本店に、受託業務に係る総括管理及び第11条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
3. 総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
  - (1) 総括責任者は、営業管理部担当取締役以上の役員とする。
  - (2) 管理担当班の責任者は、営業管理部部長又はそれに準ずる役職者とし、総括責任者を補佐するとともに、総括責任者が不在又は事故あるときはその職務を代行するものとする。

(管理担当班の職務)

第11条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 商品先物取引口座設定申込書等の精査による委託者の選別及び受託の適否の決定並びに顧客管理のための顧客カードの整備
- (2) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (3) 登録外務員の委託者に対する連絡・サービス状況等の掌握及び営業部門に対する指導
- (4) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応と処理の確認及び過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入の予防措置
- (5) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速且つ適切な措置
- (6) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (7) 不正資金の流入を防止するために必要な措置  
ログインID及び初期パスワードの設定及び登録。委託者の失念によるパスワードの再設定・登録。
- (8) その他委託者の保護育成に必要と認められる措置

(システム障害等の対応・報告)

第12条 電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の事態への対応は以下の通りとする。

- (1) 速やかに委託者へ電磁的方法等によりシステム障害等の発生を伝達する
- (2) ホームトレード部責任者は、関係各部署の責任者等へ状況を連絡する
- (3) 受託業務、受渡・決済業務、問い合わせ等はホームトレード部にて行う
- (4) 管理担当班は、下記の状態が発生したシステム障害については、第13条の各項目について、情報システム担当部署及び日本商品先物取引協会に報告を行う。(但し、一部のシステム等に影響が生じても他のシステム等が速やかに代替することで実質的な影響が生じない場合を除く)なお、管理担当班による報告が困難な場合には、ホームトレード部責任者がその任を代行する。
  - (イ) 委託者への返還資金等の返還遅延等が生じている又はそのおそれがあるもの
  - (ロ) 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
  - (ハ) 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争等の原因になると思われるもの
- (二) その他、イ、ロ又はハに類すると考えられるもの

(システム障害等の記録)

第13条 当社が利用するシステムに障害が発生した場合には、下記の項目について記録をする。

- (1) 発生日時
- (2) 復旧日時
- (3) 障害の状況
- (4) 障害の原因

- (5) 復旧までの影響範囲
- (6) 対応方法
- (7) 委託者からの照会状況及び対応状況

(委託者相談窓口の設置)

第 14 条 委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等への対応等については委託者相談窓口にて行う。

窓口は営業管理部に設置するものとし、内容によりホームトレード部にて対応等するものとし、

委託者相談窓口の連絡先等は取引参加者画面に表示するだけでなく、契約時に委託者へ書面又は電磁的方法にて通知するものとし、

(取引記録の保存)

第 15 条 取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文内容及びその処理結果等の記録を電磁的方法により記録し、5年間保存する。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第 16 条 当社は、当社の行う商品取引受託業務の内容について、商品取引所法、同法施行規則に基づき、広告及び広告類似行為を行うものとする。

2. 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、取締役1名を責任者として任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を置くことができる。

3. 責任者及び副責任者は、広告・宣伝等を実施する場合、違法性等の有無について審査するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 17 条 第6条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、次の各号によりこれを懲戒とする。

- (1) 譴責 始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給 内容と程度の如何により減給する。
- (3) 出勤停止 内容と程度の如何により出勤を停止する。
- (4) 降格 内容と程度の如何により降格する。
- (5) 諭旨退職 退職願の提出を勧告し退職させる。
- (6) 解雇 予告期間を設けて解雇する。
- (7) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 18 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

(反社会的勢力等からの受託の抑制)

第 19 条 当社は、暴力団員及び暴力団関係者等の社会的公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力等」という。）に対して、商品先物取引の受託は行わないものとする。

2. 当社は、既存委託者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、可及的速やかに受託関係を解消するよう努めるものとする。

3. 当社は、反社会的勢力等からの受託の抑制に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。

第 20 条 本規則の変更は、取締役会の決議による。

## 附 則

1. この規則は、平成19年2月1日より施行する。
2. この規則は、平成19年9月30日より改正施行する。  
(商品取引所法18年改正の政省令及び委託者保護ガイドラインの改正に伴い、第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる受託、第3条 商品先物取引口座設定申込書の徴収、第4条 顧客カードの整備、第5条 説明義務等、第16条 広告・宣伝に係る管理措置)
3. この規則は、平成20年10月1日より改正施行する。  
(第19条 反社会適勢力等からの受託の抑制の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げ)
4. この規則は、平成21年4月30日より改正施行する。  
(第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる受託契約)
5. この規則は、平成21年5月15日より改正施行する。  
(第10条 管理担当班の設置)
6. この規則は、平成21年10月5日より改正施行する。  
(第2条 適合性の原則に照らして不相当と認められる受託契約、第8条 不正資金の流入防止措置)

## ⑥外務員の登録状況

(単位：人)

| 期首登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末登録外務員数 |
|----------|-------|-------|----------|
| 247      | 63    | 100   | 210      |

## ⑦委託者に関する事項

| 期首委託者数 | 新規委託者数 | 期末委託者数 |
|--------|--------|--------|
| 3,299名 | 927名   | 3,363名 |

## ⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

|                          | 当該年度中の解決案件   |            |     | 当該年度中の未解決案件 |            |     |
|--------------------------|--------------|------------|-----|-------------|------------|-----|
|                          | 苦情           | 紛争         | 訴訟  | 苦情          | 紛争         | 訴訟  |
|                          | 相互の話し合いによる解決 | 紛争処理機関での解決 |     | 相互に話し合い中    | 紛争処理機関で処理中 |     |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数<br>15件 | 3件           | 0件         | 0件  | 10件         | 1件         | 1件  |
| 前年度から継続している案件の件数<br>39件  | ※<br>11件     | 1件         | 11件 | 1件          | 1件         | 14件 |
| 合計54件                    | 14件          | 1件         | 11件 | 11件         | 2件         | 15件 |

(注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。

3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士の規定によるあっせん機関等をいう。

4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

※解決案件中一部長期交渉がなく、打ち切りにしたものを含む。

## (b) 当社が提起したもの

|                         | 当該年度中の解決案件 |     | 当該年度中の未解決案件 |    |
|-------------------------|------------|-----|-------------|----|
|                         | 紛争         | 訴訟  | 紛争          | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数<br>8件 | 0件         | 7件  | 0件          | 1件 |
| 前年度から継続している案件の件数<br>3件  | 0件         | 3件  | 0件          | 0件 |
| 合計11件                   | 0件         | 10件 | 0件          | 1件 |

## (c) 双方が提起したもの

|                         | 当該年度中の解決案件 |  | 当該年度中の未解決案件 |  |
|-------------------------|------------|--|-------------|--|
|                         | 訴訟         |  | 訴訟          |  |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数<br>0件 | 0件         |  | 0件          |  |
| 前年度から継続している案件の件数<br>6件  | 4件         |  | 2件          |  |
| 合計6件                    | 4件         |  | 2件          |  |

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

## (d) 値合金処理に関するもの

|                          | 当該年度中の解決案件 |        | 当該年度中の未解決案件 |        |
|--------------------------|------------|--------|-------------|--------|
|                          | 事務処理ミス     | システム障害 | 事務処理ミス      | システム障害 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数<br>14件 | 12件        | 2件     | 0件          | 0件     |
| 前年度から継続している案件の件数<br>0件   | 0件         | 0件     | 0件          | 0件     |
| 合計14件                    | 12件        | 2件     | 0件          | 0件     |

(注) 1. 事務処理ミスとは、受託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

### 3. 経理の状況

#### ①貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位 千円）

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額                |
|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| <b>（資産の部）</b>   |                   | <b>（負債の部）</b>   |                    |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,923,050</b> | <b>流動負債</b>     | <b>18,782,552</b>  |
| 現金及び預金          | 8,861,213         | 短期借入金           | 3,120,000          |
| 委託者未収金          | 52,717            | 1年内返済予定の長期借入金   | 566,640            |
| 有価証券            | 500,800           | リース債務           | 10,202             |
| 商品              | 328,161           | 未払金             | 285,313            |
| 銭の信託            | 1,418,001         | 未払法人税等          | 22,854             |
| 保管有価証券          | 2,594,480         | 賞与引当金           | 26,600             |
| 短期差入保証金         | 6,936,104         | 預り証拠金           | 8,489,647          |
| 委託者先物取引差金       | 1,407,260         | 外国為替取引預り証拠金     | 3,267,487          |
| 未収入金            | 295,410           | 預り証拠金代用有価証券     | 2,594,480          |
| 繰延税金資産          | 131,547           | その他             | 399,326            |
| その他             | 446,855           | <b>固定負債</b>     | <b>2,986,956</b>   |
| 貸倒引当金           | △ 49,501          | 長期借入金           | 2,023,240          |
| <b>固定資産</b>     | <b>11,885,952</b> | リース債務           | 7,711              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,323,210</b>  | 退職給付引当金         | 521,584            |
| 建物              | 3,307,034         | 役員退職慰労引当金       | 394,966            |
| 構築物             | 6,027             | 長期受入保証金         | 39,455             |
| 器具及び備品          | 79,041            | <b>引当金</b>      | <b>105,431</b>     |
| 土地              | 3,917,749         | 商品取引責任準備金       | 103,725            |
| リース資産           | 13,356            | 金融商品取引責任準備金     | 1,706              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>245,059</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>21,874,940</b>  |
| ソフトウェア          | 198,371           | <b>（純資産の部）</b>  |                    |
| 電話加入権           | 42,216            | <b>株主資本</b>     | <b>12,980,862</b>  |
| リース資産           | 4,100             | <b>資本金</b>      | <b>3,245,237</b>   |
| その他             | 371               | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,715,614</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,317,683</b>  | 資本準備金           | 2,715,614          |
| 投資有価証券          | 1,805,960         | <b>利益剰余金</b>    | <b>9,367,485</b>   |
| 関係会社株式          | 979,262           | 利益準備金           | 556,740            |
| 出資金             | 52,200            | その他利益剰余金        | 8,810,745          |
| 長期差入保証金         | 513,248           | 別途積立金           | 9,303,000          |
| 役員に対する長期貸付金     | 766,702           | 繰越利益剰余金         | △ 492,254          |
| 長期前払費用          | 21,563            | <b>自己株式</b>     | <b>△ 2,347,476</b> |
| その他             | 816,075           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△ 46,799</b>    |
| 貸倒引当金           | △ 459,930         | その他有価証券評価差額金    | △ 46,799           |
| 投資損失引当金         | △ 177,398         | <b>純資産合計</b>    | <b>12,934,062</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>34,809,003</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>34,809,003</b>  |

②損益計算書（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位 千円）

| 科 目                       | 金 額       |                  |
|---------------------------|-----------|------------------|
| <b>営 業 収 益</b>            |           | <b>3,903,428</b> |
| 受 取 手 数 料                 | 3,741,399 |                  |
| 売 買 損 益                   | △ 12,473  |                  |
| そ の 他                     | 174,501   |                  |
| <b>営 業 費 用</b>            |           | <b>4,645,100</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 4,645,100 |                  |
| <b>営 業 損 失</b>            |           | <b>741,672</b>   |
| <b>営 業 外 収 益</b>          |           | <b>219,832</b>   |
| 受 取 利 息                   | 75,339    |                  |
| 受 取 配 当 金                 | 26,563    |                  |
| そ の 他                     | 117,930   |                  |
| <b>営 業 外 費 用</b>          |           | <b>176,672</b>   |
| 支 払 利 息                   | 163,060   |                  |
| そ の 他                     | 13,612    |                  |
| <b>経 常 損 失</b>            |           | <b>698,512</b>   |
| <b>特 別 利 益</b>            |           | <b>243,037</b>   |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 30,983    |                  |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益           | 189,833   |                  |
| そ の 他                     | 22,220    |                  |
| <b>特 別 損 失</b>            |           | <b>125,881</b>   |
| 固 定 資 産 売 却 損             | 886       |                  |
| 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入     | 31,123    |                  |
| 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 | 457       |                  |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損         | 19,037    |                  |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入         | 67,432    |                  |
| そ の 他                     | 6,944     |                  |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>    |           | <b>581,356</b>   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税     |           | 12,176           |
| 法 人 税 等 調 整 額             |           | 62,889           |
| <b>当 期 純 損 失</b>          |           | <b>656,422</b>   |

③株主資本等変動計算書（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位 千円）

|                         | 株 主 資 本   |           |           |             |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |             |             |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金     | その他利益剰余金    |             |
|                         |           |           |           | 別途積立金       | 繰越利益剰余金     |
| 平成21年3月31日<br>残 高       | 3,245,237 | 2,715,614 | 556,740   | 11,003,000  | △ 1,024,957 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |             |             |
| 別途積立金の取崩                | —         | —         | —         | △ 1,700,000 | 1,700,000   |
| 剰余金の配当                  | —         | —         | —         | —           | △ 510,874   |
| 当 期 純 損 失               | —         | —         | —         | —           | △ 656,422   |
| 自己株式の取得                 | —         | —         | —         | —           | —           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | —         | —         | —         | —           | —           |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —         | △ 1,700,000 | 532,702     |
| 平成22年3月31日<br>残 高       | 3,245,237 | 2,715,614 | 556,740   | 9,303,000   | △ 492,254   |

|                         | 株 主 資 本     |             | 評価・換算差額等         | 純資産合計       |
|-------------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|
|                         | 自 己 株 式     | 株主資本合計      | その他有価証券<br>評価差額金 |             |
| 平成21年3月31日<br>残 高       | △ 2,282,386 | 14,213,249  | △ 244,462        | 13,968,787  |
| 当 期 変 動 額               |             |             |                  |             |
| 別途積立金の取崩                | —           | —           | —                | —           |
| 剰余金の配当                  | —           | △ 510,874   | —                | △ 510,874   |
| 当 期 純 損 失               | —           | △ 656,422   | —                | △ 656,422   |
| 自己株式の取得                 | △ 65,090    | △ 65,090    | —                | △ 65,090    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | —           | —           | 197,662          | 197,662     |
| 当期変動額合計                 | △ 65,090    | △ 1,232,387 | 197,662          | △ 1,034,724 |
| 平成22年3月31日<br>残 高       | △ 2,347,476 | 12,980,862  | △ 46,799         | 12,934,062  |

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券 ……期末日の市場価格等に基づく時価法  
(売却原価は移動平均法により算出しております。)
- ② 満期保有目的の債券 ……償却原価法 (定額法)
- ③ 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
- ④ その他有価証券
  - 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - 時価のないもの ……移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- ① デリバティブ取引 ……時価法
- ② 運用目的の金銭の信託 ……時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 ……通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 ……定率法

- (リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、平成11年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法  
また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

##### (2) 無形固定資産 ……定額法

- (リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

##### (3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (4) 長期前払費用 ……均等償却

- なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金 ……当期末現在に有する金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金 ……従業員賞与の支給に充てるため、支給対象期間基準による繰入限度額を基礎に将来の支給見込を加味して計上しております。

##### (3) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

（会計処理の変更）

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は14,019千円であります。

- (4) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
- (5) 投資損失引当金……子会社への投資等に係る損失に備えるため、子会社の財政状態等を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。
- (6) 商品取引責任準備金……商品取引所法第221条の規定に基づき計上しております。
- (7) 金融商品取引責任準備金……金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。
4. 消費税等の処理方法 ……税抜方式によっております。

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 預 金    | 5,345,000千円 |
| 建 物    | 2,952,936千円 |
| 土 地    | 3,769,511千円 |
| 投資有価証券 | 338,814千円   |

##### (2) 担保に係る債務

|  |             |
|--|-------------|
| 短期借入金                                  | 3,120,000千円 |
| 長期借入金                                  | 2,589,880千円 |
| 商品取引所法第179条<br>第7項の規定に基づく<br>銀行等の契約預託額 | 2,000,000千円 |
| 委託者保護基金におけ<br>る代位弁済保証額                 | 800,000千円   |

##### (3) 商品先物取引証拠金等の代用として株式会社日本商品清算機構に預託している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 有 価 証 券 | 500,800千円   |
| 保管有価証券  | 2,594,480千円 |
| 投資有価証券  | 415,903千円   |

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,473,167千円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 300,100千円 |
| 短期金銭債務 | 7,371千円   |
| 長期金銭債務 | 29,455千円  |

#### 4. 取締役に対する金銭債権

|        |           |
|--------|-----------|
| 長期金銭債権 | 766,702千円 |
|--------|-----------|

#### 5. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、250,000千円の保証を行っております。

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業費用       | 191,580千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 61,235千円  |

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式 3,668,304株
2. 当会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 20,464,052株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 平成21年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 510,874千円 | 30.00円       | 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 335,914千円 | 20.00円       | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |               |
|--------------|---------------|
| 貸倒引当金        | 123,908千円     |
| 賞与引当金        | 10,823千円      |
| 未払事業税等       | 8,145千円       |
| 退職給付引当金      | 212,232千円     |
| 役員退職慰労引当金    | 160,711千円     |
| 投資有価証券評価損    | 94,962千円      |
| ゴルフ会員権       | 91,425千円      |
| 減損損失         | 25,842千円      |
| その他有価証券評価差額金 | 19,042千円      |
| 繰越欠損金        | 1,480,887千円   |
| その他          | 225,162千円     |
| 繰延税金資産小計     | 2,453,145千円   |
| 評価性引当額       | △ 2,321,598千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 131,547千円     |

### 【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末におけるリース物件の取得原価相当額    | 202,107 千円 |
| 2. 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 155,191 千円 |
| 3. 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 48,980 千円  |

### 【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社等
  - (1) 名称  
株式会社マックスマネー・インベストメント
  - (2) 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合  
0%
  - (3) 当社と関連当事者との関係  
子会社
  - (4) 取引の内容及び取引の種類別の取引金額  
資金の貸付 300,000 千円 利息の受取 14,877 千円
  - (5) 取引条件及び取引条件の決定方針  
貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - (6) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末残高  
子会社に対する短期貸付金 300,000 千円
2. 役員及び個人主要株主等
  - (1) 氏名  
榊原 秀雄
  - (2) 当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合  
14.8%
  - (3) 当社と関連当事者との関係  
役員及び主要株主
  - (4) 取引の内容及び取引の種類別の取引金額  
資金の貸付 85,000 千円 資金の返済 48,297 千円 利息の受取 12,924 千円
  - (5) 取引条件及び取引条件の決定方針  
貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
貸付金に対し有価証券（自社株式）及び不動産を担保にしております。
  - (6) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末残高  
役員に対する長期貸付金 766,702 千円

### 【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額は770円08銭であります。
2. 1株当たり当期純損失は38円72銭であります。

### ⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく会計監査人の監査を受けております。

### ⑥財務比率

| 諸 項 目                         | 比 率      |
|-------------------------------|----------|
| (a) 純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]  | 3,145.2% |
| (b) 純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100] | 397.0%   |
| (c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100] | 398.4%   |
| (d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]    | 37.2%    |
| (e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]  | 48.0%    |
| (f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]     | 170.3%   |
| (g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]    | 122.0%   |